

令和 3 年 1 月 14 日

コロナ感染防止対策

公益社団法人大阪府建築士会

令和 3 年 1 月 14 日～2 月 7 日まで緊急事態宣言が出されたことにより、本会ではこの期間について下記の対応を行います。

事業名		対策
1	理事会	理事会は議決権のある理事及び監事による開催とし、Web 併用による会議とする。 但し、正副会長及び専務理事は原則として実出席とする。 また、賛助会員のプレゼンは中止する。
2	部門会議、委員会、勉強会等	Web 会議又は、Web 併用による会議とする。
3	会議時間	府の協力要請により、20 時までとする。
4	法定講習等 (定期講習、監理技術講習等)	国交省等の判断に従い、コロナ感染防止対策を行い実施する。
5	本会主催の講習会、研修会、 見学会等一般募集事業	受講人数は会場定員の 50%以下とし、検温、マスク着用、手指の消毒などのコロナ感染防止対策を行い実施する。 なお、講師や見学受入れ先等の諸事情によって、延期または中止を検討する。
6	建築相談	電話相談
		面接相談
		現地相談
7	インスペクション業務	期間中の現場調査は中止する。
8	木造耐震診断業務	期間中の現場調査は中止する。
9	大阪市高齢者住宅受託事業	大阪市の判断に従い、業務を継続する。
10	建築物耐震評価委員会	期間中は中止する。
11	公職派遣	依頼先の判断に従い、対応する。
12	事務局	通常通り業務を行なう。 府の協力要請により、時間外業務が生じた場合は 20 時までとする。